

「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可」＜審査基準＞

1 経営主体

(1) 経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体でなければならない。

(2) これによりがたい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ること。

公益法人は、公益社団法人又は公益財団法人（以下これらを「公益法人」という。）が該当する。

(3) 個人が経営許可を受けられるものは、山間等人里遠く離れた場所で墓地等の施設が全くない新設の必要がある場合に限られること。

（昭和21年9月3日付け発警第85号内務省警保局長・厚生省公衆衛生局長連名通知、昭和43年4月5日付け環衛第8058号厚生省環境衛生課長通知、昭和46年5月14日付け環衛第78号厚生省環境衛生課長通知及び平成20年8月14日付け健衛発第0814001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

(4) 法第26条に基づくみなし許可を受けた村落共同墓地については、次の①から③までの要件を全て満たす場合に限り、地方自治法第260条の2第1項に基づく認可地縁団体を経営主体として許可することができる。

①墓地の区域の変更等を行うことなくそのまま経営を引き継いで行う場合又は公共事業等による墓地の区域の変更若しくは移転を行う場合

②市町村、宗教法人又は公益法人が当該墓地の経営主体となることが困難な場合

③地方自治法第260条の2第3項に規定する規約の目的に当該墓地の経営を行う旨が明記されていること

（平成24年3月28日付け健衛発0328第3号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

2 経営規模（墓地のみ）

(1) 市町村等の地方公共団体が経営するものについては、将来計画を考慮に入れること。

(2) 宗教法人、公益法人等が設置する場合は、申請土地の所在地を管轄する市町村の墓地の将来計画に配慮し、必要とする範囲に限るものとする。

必要とする範囲を判断する資料として、墓地使用希望者の一覧表を原則として添付すること。

（原則として、希望者の2～3割増の基数の範囲内で許可すること。）

3 設置場所

(1) 墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条各号（別紙）に該当しないこと。

ただし、第1号及び第2号に該当する場合であっても、土地の状況その他特別の事由により衛生、風教、その他公益を害するおそれがないと認められるときは、許可することができる。

墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条のただし書の適用に当たっては、申請者が経営主体として申請土地において墓地等を設置する必要性と墓地等の設置に伴う諸事情を勘案の上、判断するものとする。

諸事情を勘案するに当たっては、原則として、道路、軌道等についてはその設置者等の同意書を、人家については居住者（世帯主）の同意書を、官公署、学校、公園又は病院についてはその設置者等の同意書をそれぞれ提出させ判断するものとする。

（２）敷地には、永続性の確保の観点から抵当権等の制限物権が設定されていないこと。

4 構造設備

墓地、埋葬等に関する法律施行細則第3条（別紙）に規定する構造設備の基準に原則として適合するものであること。

5 他法令に基づく許認可等の状況

他法令（都市計画法、森林法、建築基準法、自然公園法、農地法等）による許認可等が必要な場合は、原則として許可申請時までにはそれらの許認可等を受けること。

なお、宗教法人が公益事業として墓地等の経営を行う場合は、宗教法人法に定める規則に「墓地等の経営を行う」旨が明記されなければならない。

6 区域の分筆（墓地のみ）

（１）土地の登記上において1筆となっている土地の一部を墓地として許可を受けようとする場合は、墓地の区域を分筆すること。

（２）駐車場、休憩所等の部分は、原則として墓地の区域から除外すること。

7 その他

「新版逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律」（第一法規出版）p47～p56、p201～205 に掲げる法第10条関係の通知

別紙

○墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号）

〔墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

〔他の法律による処分との調整〕

第十一条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

○墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和二十四年十二月二十七日規則第九十九号）

第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 墓地、納骨堂又は火葬場の名称及び所在地
- 三 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の敷地（以下「墓地の区域等」という。）の面積
- 四 管理者の氏名及び住所
- 五 工事の着手及び完了の予定年月日
- 六 申請の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 墓地の区域等の周囲百メートル（火葬場にあつては、二百二十メートル）以内の状況を明らかにした縮尺二千五百分の一以上の見取図（人家、官公署、学校、公園、病院、鉄道、軌道、国道、県道その他重要道路、河川、海、用水、貯水池等の位置を明示したもの）
- 二 墓地、納骨堂又は火葬場の配置図（墓地にあつては、墳墓の区画を明示したもの）
- 三 納骨堂又は火葬場にあつては、施設の平面図、構造図及び仕様書
- 四 墓地の区域等に係る土地及びこれに隣接する土地の公図の写し
- 五 墓地の区域等に係る土地の登記事項証明書

六 墓地の区域等に係る土地が他人の所有に属する場合にあつては、当該土地の所有者の承諾書

七 墓地の区域等に係る土地に隣接する土地の所有者及び使用者の承諾書（承諾が得られない場合にあつては、その理由書）

八 申請者が公益社団法人若しくは公益財団法人（以下これらを「公益法人」という。）又は宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）である場合にあつては、その定款又は規則の写し及び登記事項証明書並びに当該申請に係る意思の決定を証する書類

九 維持管理の方法の説明書

十 その他知事が必要と認める書類

3 法第十条第二項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項及び変更の内容を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 前項第一号から第九号までに掲げる書類のうち当該変更に係るもの（同項第二号から第四号までに掲げる書類にあつては、変更前及び変更後のもの）

二 墓地又は納骨堂にあつては、改葬が終了したことを証する書類（改葬を必要としない場合にあつては、その理由書）

三 その他知事が必要と認める書類

4 法第十条第二項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可を受けようとする者は、第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる書類

二 申請者が公益法人又は宗教法人である場合にあつては、当該申請に係る意思の決定を証する書類

三 墓地又は納骨堂にあつては、改葬が終了したことを証する書類

四 その他知事が必要と認める書類

第二条 墓地、納骨堂又は火葬場の新設及び拡張の許可は左の基準による。但し、第一号又は第二号に該当する場合において知事が土地の状況その他特別の事由により衛生、風教その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

一 河海、国県道その他重要道路、鉄道軌道からいずれも二十メートル以上隔たること。

二 墓地にあつては、人家、官公署、学校、公園又は病院から百十メートル以上隔てること。火葬場にあつては二百二十メートル以上隔てること。

三 高燥で飲用水に関係のない土地であること。

四 納骨堂は寺院、教会の境内又は火葬場の敷地内でなければ設置することができない。但し、公共団体又は公益法人が建設する場合はこの限りでない。

第三条 墓地、納骨堂又は火葬場の構造は、左の各号にあてはまらなければならない。但し、知事において土地の状況その他特別の事由により衛生、風教その他公益を害するおそれがないと認められたものはこの限りでない。

一 墓地

- 1 周囲は美観を感ずる塀又は密殖した樹木の垣をめぐらすこと。
- 2 墓地内の通路は、コンクリート又は石煉瓦で築造するか又は小石を敷き、その有効幅員は一メートル以上とすること。
- 3 墓地内には適当な排水路を設け、雨水又は流水の停留しないようにすること。
- 4 共同墓地の管理者は、神道、仏教、キリスト教その他の宗教の各派ごとに区画を設け、埋葬に支障のない設備を設けること。

二 納骨堂

- 1 独立の建物とし、周囲に相当の空地を設けること。
- 2 外壁及び屋根は、耐火構造とすること。
- 3 内部地盤は、石煉瓦、コンクリートその他知事が適当と認めた材料で構造すること。
- 4 堂内の設備は、不燃材料を用いること。
- 5 出入口及び窓口には、防火戸を設けること。
- 6 出入口及び堂内納骨装置には、鍵のかゝる設備をすること。

三 火葬場

- 1 周囲は一・八メートル以上の塀、柵又は樹木で境界を設けること。
- 2 火葬室は他の建物と二・七メートルを隔てること。
- 3 火葬室は不燃材料で構成し、床は厚さ十センチメートル以上耐水材料で構成し、不浸透質材料で上塗りにすること。
- 4 火葬室の天井の高さは、四メートル以上とすること。
- 5 火炉は防臭装置とすること。
- 6 焼骨及び灰置場は適当な大きさとし、屋根は不燃質材料で構成し、周壁及び底は耐火材料で構成の上防水装置を施して、出入口は施錠装置とすること。
- 7 煙突は高さ一八メートル以上、口径〇・四メートル以上として、消煙の装置とする。